

# 【 徴収猶予申請書の記載方法 】

記載例  
(法人都民税ver.)

規則第9号様式(参考様式A01) 申請年月日 **令和X年5月27日**

( **XX** ) 都税事務所長・支庁長・都税総合事務センター所長 宛

納税者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)	東京都新宿区西新宿X-X-X (新宿区高田馬場X-X-X)
	氏名 (名称及び代表者氏名)	主税建設株式会社 (代表取締役 主税 太郎)
	連絡先(電話番号・法人の場合は部署名等)	経理部 03-XXXX-XXXX

収受印

## 徴収猶予申請書

次のとおり徴収猶予の申請をします。

納付又は納入すべき都税等	年度	期別月別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘要 (徴収番号等)
X	確定申告		法人都民税	X・5・31	70,000		法律による金額		XXXXXX
合計					A 70,000	B			

こちらには、税目に応じて以下の番号を記入してください。

- ・法人事業税・都民税 ⇒「管理番号」
- ・固定資産税・個人事業税 ⇒「納税通知書番号」
- ・自動車税種別割 ⇒「登録番号」

猶予期間は最長で12か月間となります。

該当する条項にチェックを付けてください。

「事業につき著しい損失を受けたこと」を理由に申請する場合、次の金額をご記載ください。

【法人】  
直近の2事業年度分の税引前当期純損失額(又は税引前当期純利益額)

【個人の青色申告者】  
直近2年分の青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額

【個人の白色申告者】  
直近2年分の確定申告の収支内訳書における専従者控除前の所得金額

A~Dの合計 70,000円 うち徴収猶予を受けようとする金額 70,000円

猶予を希望する期間 **令和X年6月1日** から **令和X年5月31日** まで **12** 月間

該当条項	<input type="checkbox"/> (地方税法第15条第1項第1号) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難	<input checked="" type="checkbox"/> (地方税法第15条第1項第4号) 事業につき著しい損失を受けた
	<input type="checkbox"/> (地方税法第15条第1項第2号) 納税者又は納税者と生計を一にする親族の病氣・負傷	<input type="checkbox"/> (地方税法第15条第1項第5号) 第1項第( )号に類似する事実があった
	<input type="checkbox"/> (地方税法第15条第1項第3号) 事業の廃止又は休止	<input type="checkbox"/> (地方税法第15条第2項) 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した

徴収猶予を受けようとする都税等の納付計画	回数	分納期限 (年 月 日)	納付金額	猶予該当事実の詳細	
				法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合に記入不要	一時に納付することができない事情の詳細
	1	X・6・30	6,000円	・R3.4.1~R4.3.31の税引前当期純損失額 :XX万円	
	2	X・7・31	6,000円	・R4.4.1~R5.3.31の税引前当期純損失額 :XX万円	
	3	X・8・31	6,000円		建設工事業を営んでいるが、仕入れ価格が高騰したことにより著しい損失が発生し、納税資金を捻出することが困難である。
	4	X・9・30	6,000円		
	5	X・10・31	6,000円		
	6	X・11・30	6,000円		
	7	X・12・31	6,000円		
	8	X・1・31	6,000円		
	9	X・2・28	6,000円		
	10	X・3・31	6,000円	担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	11	X・4・30	6,000円	「有」の場合は、担保財産の詳細を、「無」の場合は提供できない特別の事情を記入	
	12	X・5・31	4,000円		
	合計			70,000円	

猶予金額が100万円以下又は猶予期間が3か月以下の場合は、記載不要です。それ以外の場合は、提供する「担保財産の詳細」又は「担保を提供できない特別の事情」をご記入ください。

「事業につき著しい損失を受けたこと」を理由に申請する場合、法人においては、直近2年度分の損益計算書、個人においては、直近2年分の確定申告書のコピーなどをご提出ください。

納付計画をご記載ください。月々の分割納付が基本となりますが、収支の状況によっては、猶予期限での一括納付も可能です。

添付する書類欄(猶予を受けようとする都税等)

100万円未満の場合	100万円
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 猶予請求書

法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合に「納税通知書」は不要なほか、担保関係書類の提出は任意です。

- ・申請書および添付書類は、郵便やeLTAX等によりご提出ください。
- ・ご提出いただいた申請書を審査した後、猶予許可(不許可)通知書と納付書を送付いたします。
- ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。